

火災予防条例の一部改正について

1 改正理由

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）等が平成25年3月27日に公布され、新たに、操作性が向上した屋内消火栓（以下「新易操作性消火栓」という。）の基準が規定されたことにより、従来の屋内消火栓に加え、新易操作性消火栓が使用できることとなります。

火災予防条例では、第47条において屋内消火栓設備に関する基準を定めておりますが、新易操作性消火栓に係る基準が加えられたことにより、同条第3項を改正する必要性が生じました。

2 消防法施行令等の改正概要

新たに規定された新易操作性消火栓に係る技術上の基準は次のとおりです。

- (1) 工場、作業所又は倉庫等以外の防火対象物において設置が可能であること。
- (2) 防火対象物のどの場所からも水平距離が25メートル以下となるように設けること。
- (3) ホースの長さについては、前記(2)の範囲内に有効に放水できる長さとする。
- (4) ホースの構造については、一人で操作することができるものであること。
- (5) 水源については、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（設置個数が2を超えるときは2）に1.6立方メートルを乗じて得た量以上の水量とすること。
- (6) 性能については、いずれの階においても、当該階のすべての屋内消火栓（設置個数が2を超えるときは2）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が80リットル毎分以上のものとする。

※ 従来の1号消火栓、易操作性1号消火栓及び2号消火栓と新易操作性消火栓との技術上の基準の比較及び新易操作性消火栓の特徴については別紙1参照。

3 火災予防条例の改正概要

今回の消防法施行令等の一部改正により、新易操作性消火栓に関する基準が加えられたことに伴い、火災予防条例第 47 条第 3 項に新易操作性消火栓を設置する場合にも対応できるよう同項に以下の基準を追加します。

(1) 水源関係

新易操作性消火栓を設置する場合の水源は、3.2 立方メートル以上の水量とすること。

(2) 性能関係

新易操作性消火栓を設置する場合の性能は、2 個の屋内消火栓を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が 0.17 メガパスカル以上で、かつ、放水量が 80 リットル毎分以上の性能のものとする。

※ 屋内消火栓の種類が増えたことから、その技術基準を明確にする意味で、消防法施行令の規定にならい、文言の整理を併せて実施しています。

4 火災予防条例による規制の趣旨（別紙 2 参照）

消防法施行令による規制は、1 つの階における屋内消火栓の同時使用を想定するもので、2 つの階にまたがる同時使用は想定していません。しかし、地階を除く階数が 5 以上になると、消防隊の活動困難性が高まり、放水態勢を確立するまでに要する時間も長くなるため、延焼拡大の危険性が增大します。

火災予防条例では、初期消火による延焼拡大防止の目的として、地階を除く階数が 5 以上の防火対象物に対して、1 つの階における同時使用のほかに、出火階と延焼拡大の危険性が高い出火直上階の 2 つの階にまたがる同時使用も想定し、2 個の屋内消火栓を同時に使用できるだけの水源と性能を確保することを追加規定しています。

5 改正火災予防条例の施行予定期日

平成 25 年 10 月 1 日（今回の消防法施行令等の改正で、新易操作性消火栓に関する規定が平成 25 年 10 月 1 日施行となっているため、当該期日に合わせて施行します。）

1号消火栓・易操作性1号消火栓・2号消火栓・新易操作性消火栓技術基準比較



1号消火栓

- ・工場、作業所又は倉庫等も含む全ての防火対象物に設置可能
- ・水平距離25m警戒
- ・2人以上で操作
- ・水源2.6t(×2)
- ・放水圧力0.17MPa以上
- ・放水量130ℓ/分以上
- ・ホース直径40mm



易操作性1号消火栓

- ・工場、作業所又は倉庫等も含む全ての防火対象物に設置可能
- ・水平距離25m警戒
- ・1人で操作可能
- ・水源2.6t(×2)
- ・放水圧力0.17MPa以上
- ・放水量130ℓ/分以上
- ・ホース直径30mm



2号消火栓

- ・工場、作業所又は倉庫等以外の防火対象物に設置可能
- ・水平距離15m警戒
- ・1人で操作可能
- ・水源1.2t(×2)
- ・放水圧力0.25MPa以上
- ・放水量60ℓ/分以上
- ・ホース直径25mm



新易操作性消火栓

- ・工場、作業所又は倉庫等以外の防火対象物に設置可能
- ・水平距離25m警戒
- ・1人で操作可能
- ・水源1.6t(×2)
- ・放水圧力0.17MPa以上
- ・放水量80ℓ/分以上
- ・ホース直径25mm

新易操作性消火栓の特徴

- ◆1 1人での操作が可能であり、夜間等に従業員が少なくなる社会福祉施設、病院又はホテル・旅館等の施設において、初期消火時における火災鎮圧の効果が期待できること。
- ◆2 少量の放水量で1号消火栓及び易操作性1号消火栓と同等の消火能力を有しており、水損防止の効果も期待できること。
- ◆3 広く普及している2人操作の1号消火栓の水源、ポンプ及び消火栓箱等を有効活用し、ホース及びノズル等を入れ替えることにより、1人操作の新易操作性消火栓に改修工事が可能であること。

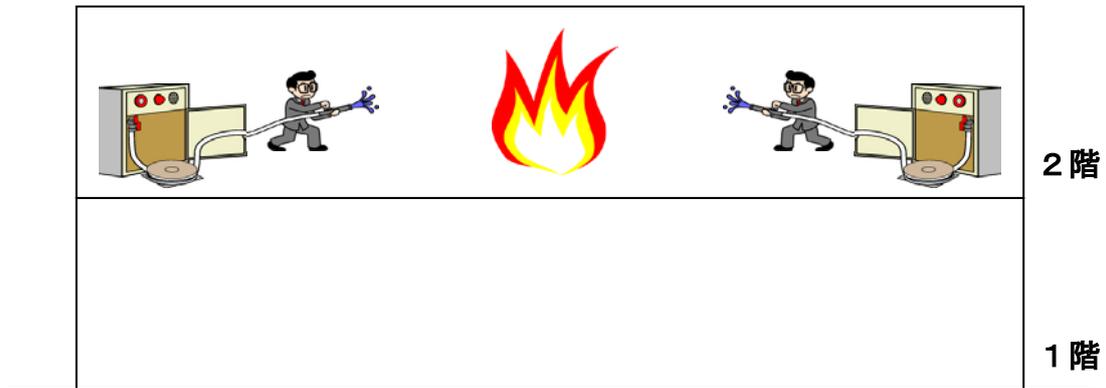
【効果】

- ①火災の初期段階における使用率の向上
- ②火災による被害の軽減を期待できること

消防法施行令と横浜市火災予防条例の規制の考え方について

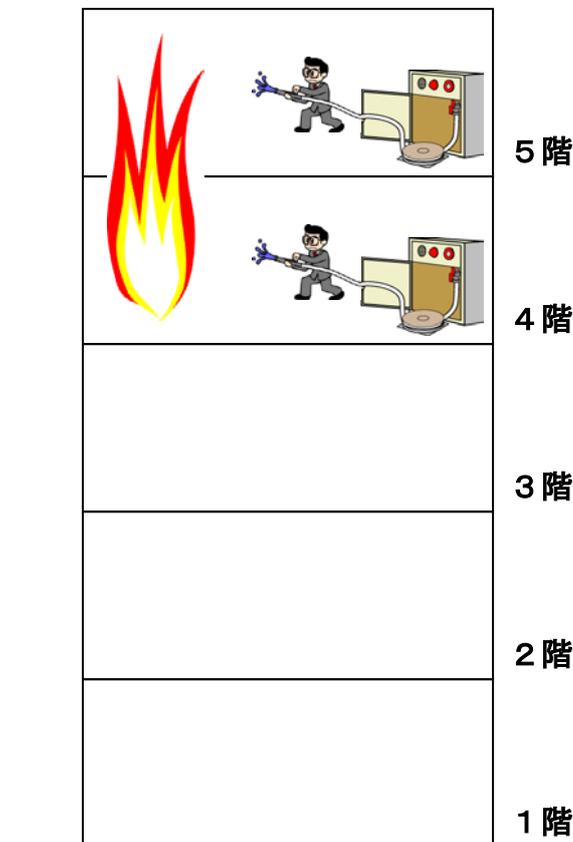
市内には、狭い土地にたて方向に細長く建てられるビルも多く、このようなビルでは、初期火災の段階で上層階に延焼拡大するケースも考えられることから、横浜市火災予防条例では、屋内消火栓設備の水源と性能について付加的に規制をかけています。

消防法施行令の規制（同一階の同時使用）



※ 消防法施行令では、同一階における屋内消火栓の2個同時使用を想定し、水源と性能を確保することとしています。

横浜市火災予防条例の規制 （出火階・出火直上階の2つの階にまたがる同時使用）



※ 横浜市火災予防条例では、地階を除く階数が5以上の防火対象物に対して、出火階と延焼拡大の危険性の高い出火直上階の2つの階にまたがる屋内消火栓の2個同時使用を想定し、水源と性能を確保することとしています。